

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第3号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和28年岩手県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特例) 第2条 前条の職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。 (1)～(6) [略] (7) 法第49条の2第1項の規定による不利益処分に関する <u>不服申立て</u> をし、人事委員会からの呼出しに応じてその審査等に出頭する場合 (8) [略]	(特例) 第2条 前条の職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。 (1)～(6) [略] (7) 法第49条の2第1項の規定による不利益処分に関する <u>審査請求</u> をし、人事委員会からの呼出しに応じてその審査等に出頭する場合 (8) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則の施行前にされた不利益処分に関する不服申立てに係る職務に専念する義務の特例については、この規則による改正後の職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第7号の規定にかかわらず、なお従前の例による。